

令和5年9月6日

### インボイス制度開始に伴う請求書の取扱いについて

令和5年10月1日から、インボイス制度が開始されます。

徳島市では8件の登録番号を取得していますが、一般会計においては課税標準額に対する消費税額と仕入控除税額を同額とみなす（＝申告義務がない）ため、インボイスの記載は不要です。請求書の様式に変更はありませんので、従来通りの提出をお願いします。

ただし、見積書提出の際に、「単価」についてこれまで「税込」であったものが「税抜」になることがありますので、見積書に応じた形で請求書を作成してください。

なお、以下の特別会計及び公営企業会計（事業会計）についてはインボイスの記載が必要です。

食肉センター事業特別会計（担当：農林水産課）は「インボイス対応」の請求書を使用してください。農林水産課では一般会計と食肉センター事業特別会計の両方を取り扱っているため、事前に確認の上、インボイスの記載が必要であれば提出をお願いします。

公営企業会計（事業会計）についてもインボイスの記載が必要となりますが、請求書の様式が異なるため、各部署にご確認ください。

食肉センター事業特別会計	農林水産課 TEL 088-621-5245
中央卸売市場事業会計	中央卸売市場 TEL 088-628-2758
商業観光施設事業会計	にぎわい交流課 TEL 088-621-5232
水道事業会計	上下水道局経営企画課 TEL 088-623-2420
公共下水道事業会計	上下水道局経営企画課 TEL 088-621-5307
旅客自動車運送事業会計	交通局総務課 TEL 088-623-2151
市民病院事業会計	市民病院総務管理課 TEL 088-622-9326

※登録番号を取得していない特別会計については、一般会計と同様の取扱い（＝インボイスの記載は不要）となります。